

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第三十八号

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県保健福祉事務所管理規則（平成十八年佐賀県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「健康推進第一課 健康推進第二課」を「健康推進課」に改める。

第三条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「鳥栖保健福祉事務所、唐津保健福祉事務所、伊万里保健福祉事務所及び杵藤保健福祉事務所の」を削り、同項第八号中「介護保険法」の下に「（平成九年法律第百二十三号）」を加え、同項を同条第三項とし、同条中第六項を第四項とし、第七項を第五項とする。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。